

平成 27 年 2 月 16 日

被保険者各位

テルモ健康保険組合
理事長 松本幸助
(公印省略)

公 告

テルモ健康保険組合の規約の一部を変更したので、これを公告します。

第 4 条(事業所の名称及び所在地)中の「テルモ・クリニカルサプライ株式会社
岐阜県各務原市」の次に「テルモ山口 D&D 株式会社 山口県山口市」を加える。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 27 年 1 月 5 日から適用する。